

## ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。これに基づき、昭和46年度以降、10次・50年にわたる富士市交通安全計画を作成し、関係機関・団体等が一体となって各般にわたる陸上交通の安全対策を強力に実施してきた。

その結果、市内における交通事故死者数については、令和2年末までに7人以下とする計画の目標は、平成30年から令和2年までの3年間達成するには至らなかったが、平成28年は4人で、統計が残る昭和41年以降最少を記録した。また、人身事故発生件数については、平成29年以降4年連続で年間2,100件以下とする計画の目標を達成した。

これは、関係機関・団体のみならず市民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられる。

しかしながら、交通事故による年間死者数が令和元年には13人となり、交通死亡事故多発警報を市単独では10年ぶりに発令するなど、悲惨な交通事故が後を絶たず、また、高齢社会の進行に伴い、高齢歩行者の事故や高齢ドライバーが引き起こす事故の増加が懸念される。

さらに、大規模地震発生時等には、すべての交通の混乱が予想され、市民生活にも重大な影響をもたらすおそれがある。

交通事故の防止は、関係機関・団体だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

本計画は、このような観点から、交通安全対策基本法による交通安全基本計画及び静岡県交通安全計画に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき、富士市の区域内における陸上交通の安全に関する政策の大綱を定めたものである。

本計画に基づき、市は、国及び県の行政機関や近隣市町と緊密な連携を図り、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。